

学校感染症による出席停止証明について

学校保健安全法第19条により、学校における予防すべき感染症に罹患した場合は「出席停止」になります。出席停止期間については、下記のように規定されております。

医師に診断を受けましたら、下記に記入していただき、保健室に御提出ください。

分類	感染症名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、ラッサ熱、ジフテリア、急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※日南市初期夜間救急センターについては、病院指定の受診報告書を発行していただくことになります。

出席停止証明書

主治医 殿

生徒が上記の感染症にかかっているときは、学校保健安全法に基づき、出席停止となります。御多忙中恐縮ですが、下記に御記入の上、生徒にお渡しくださいますようお願いいたします。

年 科 氏名

1 病名 _____

2 出席停止期間 平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()

平成 年 月 日

医療機関名

医師名 _____